

家族の外延——表象と現実のはざままで

徳 永 勇

Extension of the Family : Between Representation and Reality

Isamu TOKUNAGA

1. 問題の所在

社会学が扱う集団概念のなかでも、「家族」はもっとも日常用語として頻繁に使われる言葉である。しかし、「家族」とはなにか、とくにその境界を外延的に明示するのは難しい。学術用語がそのまま日常用語として用いられる場合、共同主観的に構築される当の言葉の日常的な意味、イメージの変容に、学術用語としてのそれはおおいに影響される。(Berger and Luckmann 1966=1977, 村上 1979)

さて、社会学、人類学では、長らく、「家族」を以下のように定義してきた。

家族とは、夫婦関係を基盤に、そこから親子関係や兄弟姉妹の関係を派生させるかたちで成立する親族の小集団である。

言葉を換えれば、家族とは、婚姻縁、血縁、および縁約 (kintract)⁽¹⁾により成立する親族集団の一部ということになるが、これだけでは家族の外延は定まらない。

そこで、さらに以下のように家族の境界が限定されることになる。

家族は、親族集団のなかでも、食事、住居、経済、扶助のいずれかを共有する生活の基礎的ユニットである。⁽²⁾

家族と世帯が必ずしも一致しないことは自明の理であるが、上記の定義から、「他出家族」や「修正大家族」(modified extended family)⁽³⁾の概念が成立することになる。

しかし、それでもなお、家族の外延の曖昧さは明白である。どれだけの生活資源の共有があれば、「家族」といえるのか。日常的な用語としても、学術用語としても、外延的な意味はきわめて曖昧である。また、近年、同性パートナーシップ、里親-里子関係、シェアハウジング、小規模多機能ホーム等が増えつつ、あるいは社会的に認知されつつあるが、これら新たな共生空間のなかに強固な生活の共同性なり親密性なりが認められるとすれば、家族を、婚姻縁、血縁、および縁約原理によって成立する親族集団の一部として限定し続け、税制度、社会保障上、またその他の権利を排他的に認めることに、はたして妥当性、正当性があるのだろうか。いま、まさに「家族」の意味が問われている所以がここにある。

2. 家族の法的境界

前章では、「家族」が、共同主観的に構築された、曖昧模糊とした概念でしかないことを確認した。しかし、民法上、「家族」には、明確な義務と権利が付与されている。⁽⁴⁾

民法は、第一編 総則、第二編 物権、第三編 債権、第四編 親族、第五編 相続、以上により構成されているが、このうち、第四編 親族（第725条から第881条まで）と第五編 相続（第882条から第1044条まで）とが併せて、慣習的に「家族法」と呼ばれている。⁽⁵⁾「家族法」においては、婚姻と離婚の手続き、夫婦間での財産の帰属、実子・養子の位置づけ、親権、後見、扶養義務および相続の権利と遺言の効力等について規定されている。

注釈で述べたように、「家族法」に親族の範囲と義務、権利は規定されていても、「家族」という言葉は一切使われていない。しかし、いわゆる「家族法」、とくに親族間での扶養義務と相続の権利についての規定は、わたしたちの家族イメージに強く反映されている。具体的にみてみよう。まず、民法第752条および第877条に規定された親族間の扶養義務についてである。

第752条

夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

第877条

1. 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。
2. 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

第877条の1.については、現実には、直系血族であれ、兄弟姉妹であれ、世帯を別にしていれば、たとえ極度に困窮しているとしても、扶養の義務は負わされない。2.に至っては、実際に家庭裁判所の審判が下ったケースは皆無である。

とはいえ、民法第877条は生活保護法第77条とリンクされており、これを根拠に、直系血族及び兄弟姉妹はもちろん、ときには3親等内の親族に「扶養照会」がなされることから、あたかも、世帯を別にしている、家族ないし親族間での扶助が絶対的な義務であるかのごとき誤解が蔓延している。⁽⁶⁾このような法規定が、家父長制的な親族扶養規範と結びつくとき、とくに、親子、兄弟姉妹間において、お互いが自立し、独立して社会権を行使する術を奪われることになる。そして、家族、とくに夫婦、直系血族及び兄弟姉妹は、死に別れるまで生活共同体であれねばならないという規範が存続していくことになる。⁽⁷⁾

家父長制的の共同体として家族をイメージさせる、もう一つの民法の規定がある。それは、親族間での遺産相続の権利を定めたもので、第900条がそれに当たる。条文は、以下のとおりである。

第900条

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の規定に従う。

1. 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。
2. 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系

尊属の相続分は、3分の1とする。

3. 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。

4. 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。⁽⁸⁾

相続の権利の優先順位は、①配偶者、②直系卑属（養子や婚外子を含む）、③直系尊属、④兄弟姉妹とその子どもであり、一見、定位家族（family of orientation）である親や兄弟姉妹よりも、生殖家族（family of procreation）である配偶者や子どもを優遇するという点において、近代夫婦家族のイデオロギーに適った規定であるように思える。しかしながら、それは、同時に、夫婦間の固定的な性別役割分業が温存され、極度に収入・資産格差が拡大したなかでの、夫から妻への、そして親から子への資産の継承を意味しており、そこには、一つには、夫婦間の固定的な性別役割分業のさらなる継承、二つには、世代間での階層固定という以上の、いわば「階層に擬装された身分の固定」としての世襲がみられる。これを、家父長制的な身分差別といわずして、なんと呼ぶのだろうか。

このように、家族、とくに夫婦、直系血族及び兄弟姉妹での扶養義務の賦課、配偶者と子への優先的な資産相続、以上の二点において、家族の家父長制的共同体としての意味づけが、遂行的に維持されているといえるだろう。

3. 家族のアイデンティティ

前章では、家族法の規範的性格について検討した。しかし、繰り返せば、家族法は、わたしたちの、家族についての漠然とした意味づけを方向付けているだけで、依然として家族の外延は曖昧なままである。

家族概念の外延の曖昧さは、ファミリーアイデンティティ、すなわち個人が主観的に定義づける家族の範囲、家族の成員性（membership）の同定（identification）のあり方を想起すれば、より明白になる。ファミリーアイデンティティから導出される家族の外延は、扶養義務者、相続の権利保有者のそれとは、必ずしも合致しない。⁽⁹⁾

たとえば、遠隔地に単身赴任する男性は、配偶者と子の家計に寄与する限りにおいて、一時他出した家族の一員にちがいない。しかし、めったに顔を合わせる機会のない子が、その父親を家族の一員として捉えないといったことは往々にしてある。「家庭内別居」状態の夫婦や親子にしてもそうであろう。山田昌弘は、1980年代の後半に、ペットは「家族」の一員として認められるかという問題提起をしたが、祖先崇拜や Ghost Marriage の慣習も考慮すれば、あながちナンセンスな問いではない。⁽¹⁰⁾

アイデンティティは、恣意的にして多様である。家族の主観的定義が、ほぼ無限に拡張するのも、当然である。同性パートナーシップ、里親-里子関係、シェアハウジング、小規模多機能共生ホー

ム等にみられる、相互扶助的にして親密な関係性が、しばしば、家族の擬制を超えて、家族そのもののそれとして捉えられることがあるのも、当然だろう。

4. 多様化する家族のかたち(1)

「一組の夫婦に子ども二人」という「標準世帯」がもはや「標準」とはいえなくなって、すでに久しい。急増する「ともに高齢の夫婦および高齢者独居世帯」、漸増する「母子世帯」の陰では、晩婚化・未婚化の進行とともに、「ともに高齢の夫婦とその未婚子」という、旧来の夫婦家族世帯概念では想定していなかった家族形態も増加している。そして、生活資源を共有する親族集団としての家族の枠を超えた、扶助機能と親密性を併せもった「新しい家族」が顕在化している。⁽¹¹⁾

「近代家族」による専制の基底には、愛情と性と結婚を不可分ものとする、いわゆるロマンティックラブの観念があった。「近代家族」による専制は、異性愛を唯一至上のものとする価値観を定着させ、経済の高成長期に、若年人口の過剰を背景に、国民皆婚とでもいうべき事象を生んだ。⁽¹²⁾ しかし、低成長経済への移行、若年人口の減少、そしてセクシュアルマイノリティの当事者と支援者による権利擁護を求める社会運動の展開とともに、「近代家族」による専制は終焉する。そして、いわゆる LGBT の当事者の社会的インクルージョンが進行した。⁽¹³⁾ こうした流れのなかで、「事実婚」が増加し、同性間での婚姻ないしパートナーシップを社会制度のなかに位置づける要求が、多くの国、地域において受容されるようになった。⁽¹⁴⁾ ここで注目したいのは、同性同士の婚姻が、制度上、認容されるようになったことではない。同性間であれ異性間であれ、生活資源の共有と親密な関係性がありさえすれば、税制度上、社会保障上、そして扶助、相続等の権利と義務とが認められるようになったということである。⁽¹⁵⁾ 同性間での婚姻ないしパートナーシップ、ときには同性カップルに迎え入れられる養子によって構成される「家族」は、冒頭に述べた家族の社会学的定義とは抵触しない。とはいえ、こうした動向が、日常用語としての「家族」の外延を拡張させたのは間違いないだろう。

親の死亡、疾病、虐待等により、夫婦家族のなかで養育されえない、あるいは養育されるべきではないとされた子は、里親もしくはファミリーホームのもとでか、乳児院および児童養護施設（地域小規模児童養護施設を含む）で養育される。この両者を合わせて社会的養護と呼ぶが、日本の社会的養護の特徴は著しく施設でのそれに偏っている点にある。⁽¹⁶⁾ とはいえ、2000年以降、里親委託率はわずかながら漸増しており、行政の支援を受けて民間団体が設立するファミリーホームも増加しており、「施設から一般住宅へ」という被養護者の暮らしにおけるノーマライゼーションは、遅々としながらも進行していくだろう。しかしながら、同じく低調な養子縁組と比べて、里親委託は、一時的な疑似親子関係しか担保しない点で、おおいに問題である。子どもにとって、もっとも親密な「重要な他者」にほかならない里親が、縁約原理の埒外にある養育者にすぎないとすれば、子どもは、「定位家族」をもたぬまま成長せざるをえなくなる。「養子」と「里子」は、同じように「重要な他者」としての養育者のもとで成長する。それにもかかわらず、後者のみが疑似家族としての扱いしか受けられないとすれば、それは著しく子どもの人権を侵害するものといわざるをえないだ

ろう。

5. 多様化する家族のかたち(2)

近年、注目を集めている新たな共同生活の場として、シェアハウジングと小規模多機能ホームがある。両者ともに、通常、居住者ないし利用者の中に、親族関係はない。しかし、生活資源の共有としばしば親密な関わりがみられることから、家族と機能的に等価な社会集団を構成しているといえる。

シェアハウジング⁽¹⁷⁾は、主に所得の低い若年勤労者に利用されてきたが、近年、高齢の年金生活者の利用も進んでいる。居住者が異世代共生型の場合、高齢者が若年居住者の子どもの養育を分担し、逆に若年者が高齢者の生活援助や介護を担うという、家族の扶助機能が果たされていることもある。また、ときには、居住者のなかに障がい者が含まれているケースもある。

ここで注目したいのは、シェアハウジングに代表される新しい居住形態と、浴室や食堂を共有するタイプのサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）、および小規模多機能共生ホームとの類似性についてである。まず、前者についてみてみよう。⁽¹⁸⁾

シェアハウジングは、近代夫婦家族が、夫婦とその子どものみにより世帯を構成し、また子どもは進学、就職、結婚等を機に他出し新たに世帯を構えたことから、世帯人員数においては小規模、社会的機能においては限定的なものにとどまった⁽¹⁹⁾のに対し、複数の単身者、夫婦家族が結合した、大規模にしてしばしば多機能的な「複合世帯」を構成する。⁽²⁰⁾ しばしば、入居者同士の間には、選択的に、親密さと相互扶助のつながりが形成され、世代の同質性と異質性から、兄弟姉妹、親子関係と機能的に等価の関係性がみられることもある。

サービス付き高齢者向け住宅においては、シェアハウス同様、入居者同士の間には、選択的に、親密さと相互扶助のつながりが形成される。世代的には相対的に同質性が高いことから、兄弟姉妹と機能的に等価の関係性がみられることもある。⁽²¹⁾ 高齢者向け住宅は、その自己負担分利用料の違いによって著しく階層的に選別されているため、同じ住宅に住む入居者の階層的同質性は高く、生活資源の共有に加えて、選択的に親密な関係性がとりもたれる条件は、シェアハウス以上に整っている。⁽²²⁾

次に、小規模多機能ホームについてみてみよう。小規模多機能ホームは、制度上、「小規模多機能型居宅介護」の場として位置づけられている生活の場を意味する。厚生労働省令第34号第62条において、「指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。」と規定されている。真に利用者本位の、先駆的な社会福祉事業は、そのほとんどが、民間団体により立ち上げられ、後に社会制度のなかに位置づけられてきた。小規模多機

能ホームもその一つで、大きく、「宅老所」型と「富山デイケアハウス」型に分けられる。²³⁾「宅老所」は、1991年、「宅老所よりあい」として、デイサービスセンターや特別養護老人ホームで介護職を務めた経験がある下村恵美子氏らにより、福岡市中央区地行の寺院の茶室を借りて開設された。その後、1995年には、同市南区西長住に「第2宅老所よりあい」が(2007年、同区桧原に移転)、2012年には、城南区別府に「第3宅老所よりあい」が開所された。地域社会において孤立しがちな高齢者を、だれかれ拒まず受け入れ、ごく一般的な住宅において、日中のケアと宿泊(ときには居住の)サービスを提供し、利用者、職員、地域住民、ボランティアの厚みのあるつながりあいのなかで、高齢者になくってはならない居場所を提供している。「宅老所」モデルの小規模多機能ホームは、佐賀県をはじめ、全国各地に展開されるに至っている。一方の「富山デイケアハウス」は、病院で看護職を務めてきた惣万佳代子氏らにより、1993年に開設された。居場所を求める人々を拒まず受容するユニバーサリティ、地域住民やボランティアを巻き込んでケアが展開される場の開放性、徹底した利用者本位など、「宅老所よりあい」と共通する点が多いが、「宅老所」の利用者が原則的に高齢者や若年認知症者に限定されるのに対し、「富山型」は、高齢者以外の障がい者、子ども(いわゆる健常児を含む)も積極的に受け入れているのが、大きな違いである。そこでは、たとえば、認知症の高齢者が健常の子どもをケアし、高齢者の認知能力と子どもの情緒的共感能力がともに高まる効果が確認されている。あるいは、若年の知的障がい者が、高齢者や子どものケアに従事し、社会的役割と経済的自立性を獲得する、といったように、まさに、多機能にして、異質性が高い人々が、ときにケアの担い手となりときに受け手となる、共生型のホームが実現している。「富山デイケアハウス」も、地元富山はもちろんのこと、滋賀、長野、愛知、徳島、熊本、佐賀各県に、急速に広がっていった。(宅老所・グループホーム全国ネットワーク、小規模多機能ホーム研究会、地域共生ケア研究会編 2010、宅老所・グループホーム全国ネットワーク、小規模多機能ホーム研究会、地域共生ケア研究会編 2011)

宅老所にしろ富山型デイケアホームにしろ、ベクトル・ニリエが提示した、ノーマライゼーションの8原則をほとんど満たしている。²⁴⁾ここでは、たんに、外部の観察者から見て、社会福祉のこの一大理念を実現していることを評価するものではなく、高齢者、障がい者、子どもだけでなく、ボランティア、地域住民等を巻き込んだ、ケア、短期宿泊、居住、そして事業所によっては訪問介護等により、住み慣れた地域社会において、ノーマルな日常生活が実現している点に注目したい。

シェアハウジングにしろ、小規模多機能共生ホームにしろ、その場を共有する者の間に、「パーソナリティの安定化」がみられる点も重要だろう。²⁵⁾家族を、「実体」としてではなく「機能体」として捉える「家族機関説」の視点からすると、これらは、明らかなファミリーリズムの具象であって、「家族」以外のなにもものでもない。²⁶⁾

6. おわりに

家族は、民法により、一種のイデオロギーとしての規範的意味づけがなされている。しかし、ファミリーアイデンティティの多様性の前に、その外延は限りなく曖昧なものとならざるをえな

い。

家族とはなにか、その自明性が揺らぎ、ライフスタイルの個別化、多様化が進むなか、生活の社会化とともに、従来の家族機能は、さまざまな専門機関や、あるいは、本論で紹介した、多様な「家族」にゆだねられつつある。わたしたちは、こうした動向をふまえ、旧来の家族規範を唯一無二なものとして後続世代に押しつけるのではなく、開放的なファミリーリズムのさまざまな具象が、人間解放の新たな方途を示唆してくれていることを、伝えていかなければなるまい。

今後も、「新しい家族」の動向に注目していきたい。

注釈

- (1) もとは、中国系アメリカ人の人類学者、フランシス・シューが日本の家元制度を分析する際に使用した用語で、親族の原理 (kinship principle) と契約の原理 (contract principle) とが折衷された関係性を意味する。(Hsu 1963=1971) 端的には、縁組みされて「養子」となった者と「おや」との擬制的親族関係を意味するが、近代社会の家族法では、「養子」と「おや」とは、実の親子同様の権利と義務を付与されている点で、実質的に一親等の擬制的血族、「親族」として扱われてきた。ただし、「養子縁組」もあれば「養子離縁」も一方にあり、血縁により成立する「親族」にはない「契約性」を併せもつ。なお、家父長制が衰退するなかで、婚姻縁も、親族原理から契約原理に重心を移しているといえるが、この問題は、本論が扱う範囲を超えているので、これ以上、立ち入らない。
- (2) なお、家族は、well-beingとしての福祉の追求を第一義とする基礎集団・共同体とする森岡清美等による定義もあるが、こうした規範的定義は、以下のような理由でほとんど用いられなくなっている。
まず、第一に、こうした定義は、家族を意味付ける者の願望を遂行的 (performative) に実現せんとするもので、価値中立的ではない。あるいは、少なくともそう意識されるようになったからである。
第二に、子ども虐待、高齢者虐待、ドメスティックバイオレンス等の顕在化により、家族の実態との乖離が鋭く意識されるようになったからである。
こうしたことから、「家族」という概念の内包が、共同主観的に合作、社会的に構築され、つねに変容してきたことがわかる。
- (3) 修正大家族とは、ユージン・リトワクが、子どもが他出して、独立した夫婦家族世帯を構えたあとも、親世帯と子ども世帯との間に緊密な交流、相互扶助が行われている実態をふまえ名付けた、住居を異にしながら連結する、「社会的ネットワーク」としての家族である。(Litwak 1960) 日本社会でも、妻方か夫方かの親が近居している場合、日中の就労時間に子どもをどちらかの親に預け、あるいはまた、どちらかの親が要介護状態になった際、子が通いで親のケアを担うケースは、あまたある。日本の介護保険制度は、そうしたインフォーマルなケアをあらかじめあてこんで設計されていることは広く知られている。しかし、日本社会には、そうした「福祉の含み資産」はもはや存在しない。いや、もともたからなかったとさえいえるだろう。
- (4) 厳密に言えば、民法には、家族そのものについての規定はない。民法では、親族の成立、解消、権利、義務等が定められているにすぎない。
- (5) 具体的な構成は、以下のとおりである。

第四編 親族

第一章 総則 (第725条 - 第730条)

第二章 婚姻

第一節 婚姻の成立

第一款 婚姻の要件 (第731条 - 第741条)

- 第二款 婚姻の無効及び取消し（第742条－第749条）
 - 第二節 婚姻の効力（第750条－第754条）
 - 第三節 夫婦財産制
 - 第一款 総則（第755条－第759条）
 - 第二款 法定財産制（第760条－第762条）
 - 第四節 離婚
 - 第一款 協議上の離婚（第763条－第769条）
 - 第二款 裁判上の離婚（第770条・第771条）
 - 第三章 親子
 - 第一節 実子（第772条－第791条）
 - 第二節 養子
 - 第一款 縁組の要件（第792条－第801条）
 - 第二款 縁組の無効及び取消し（第802条－第808条）
 - 第三款 縁組の効力（第809条・第810条）
 - 第四款 離縁（第811条－第817条）
 - 第五款 特別養子（第817条の2－第817条の11）
 - 第四章 親権
 - 第一節 総則（第818条・第819条）
 - 第二節 親権の効力（第820条－第833条）
 - 第三節 親権の喪失（第834条－第837条）
 - 第五章 後見
 - 第一節 後見の開始（第838条）
 - 第二節 後見の機関
 - 第一款 後見人（第839条－第847条）
 - 第二款 後見監督人（第848条－第852条）
 - 第三節 後見の事務（第853条－第869条）
 - 第四節 後見の終了（第870条－第875条）
 - 第六章 保佐及び補助
 - 第一節 保佐（第876条－第876条の5）
 - 第二節 補助（第876条の6－第876条の10）
 - 第七章 扶養（第877条－第881条）
- 第五編 相続
- 第一章 総則（第882条－第885条）
 - 第二章 相続人（第886条－第895条）
 - 第三章 相続の効力
 - 第一節 総則（第896条－第899条）
 - 第二節 相続分（第900条－第905条）
 - 第三節 遺産の分割（第906条・第914条）
 - 第四章 相続の承認及び放棄
 - 第一節 総則（第915条－第919条）
 - 第二節 相続の承認
 - 第一款 単純承認（第920条・第921条）
 - 第二款 限定承認（第922条－第937条）

第三節 相続の放棄（第938条－第940条）

第五章 財産分離（第941条－第950条）

第六章 相続人の不存在（第951条－第959条）

第七章 遺言

第一節 総則（第960条－第966条）

第二節 遺言の方式

第一款 普通の方式（第967条－第975条）

第二款 特別の方式（第976条－第984条）

第三節 遺言の効力（第985条－第1003条）

第四節 遺言の執行（第1004条－第1021条）

第五節 遺言の撤回及び取消し（第1022条－第1027条）

第八章 遺留分（第1028条－第1044条）

- (6) 生活保護法第77条は、以下のとおりである。

被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

- (7) 生活に困窮した老親がいる子どもに、潤沢な収入・財産があるとしても、生活保護より扶養義務が優先される根拠はない。かりに、その子どもが親による虐待から逃れて独立したとすれば、扶養義務を果たす心情にはならないだろう。また、親子関係が良好であるとしても、別々に生活を営む親と子は独立して社会権を行使できることは、いうまでもないことである。

- (8) かつて、第4号の条文の「ただし、」のあとに、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、」という文言があったが、2013年、最高裁判所が、こうした非嫡出子への差別的処遇は、法の下での平等を定めた憲法14条に違反するという判決を下したため、法改正が図られ、同文言は条文から削除された。

- (9) ファミリーアイデンティティの多様化は、家族の個人化とともに進行してきた。中野は、疑似イベントをとおしてしか、家族のアイデンティティを確認できない現代家族を、秀逸にも、「家族する家族」と呼んだ。（目黒 1987, 中野 1992）

- (10) 山田は、学会で初めてそうした問題提起をした際、学界の重鎮たちから、批判どころか、無視、侮蔑しか受けなかった旨、述懐している。（山田 2007）

- (11) この「新しい家族」が旧来の「家族」と機能的に等価であることはいうまでもない。なお、水島照子は、地域社会における親族関係にない者同士の相互扶助的なファンクショナルコミュニティを「協同家族」と呼んだ。（水島 1992）また、斎藤学は、セルフヘルプグループにおけるそれを「魂の家族」と呼んだ。（斎藤 1998）大村英昭は、家族の感情力学を比較社会的な視点から捉えなおし、共生原理としてのパブリック・ファミリズムに家族文化の可能性を展望したが、その慧眼はさすがというほかない。（井上・大村 1995）

- (12) 上野千鶴子と信田さよ子は、このロマンティックラブの観念を基底にした異性交、婚姻を至上のものとする社会を、「結婚帝国」と呼んだ。（上野・信田 2011）この「帝国」は揺らぎながらも、健在である。

- (13) これは、ジェンダーとセクシュアリティの次元でのノーマライゼーションとして、歴史的に評価すべき事象だろう。

- (14) 婚姻には「法律婚」と「事実婚」がある。日本社会は、未だに「法律婚至上主義」の社会であるが、

- 「サンボ」制度が定着したスウェーデン、PACS=Pacte Civil de Solidarite（連帯市民協約ないし民事連帯契約）が1999年に成立したフランスでは、婚外子の比率が5割を超えている。ほとんどの西ヨーロッパ、北米、南米の国々もしくは地域では、同性間での「法律婚」を認めるに至っている。
- (15) とはいえ、日本の農村やブータンにあった夜這い慣行、アメリカのオナイダ・コミュニティでの複合婚等は、近代家族の専制とともに、衰退していくことになり、社会制度上で容認されるパートナーシップが、排他的な二者関係に限定される点では、同性婚ないし同性パートナーシップも異性間でのそれらと変わるところはない。
- (16) 日本社会における里親委託率は、2012年末の時点で14.8%と、OECD諸国中最低レベルである。ちなみに、アメリカ、イギリスにおける里親委託率は70%、オーストラリアに至っては実に90%を優に超えている。
- (17) 類似した概念として、ルームシェアリング、コレクティブハウジング、コーポラティブハウジング等がある。狭義のルームシェアリングとは、一つの部屋を複数の居住者が利用する形態を表すが、シェアハウジングには、これに加えて、一つの集合住宅を複数の居住者が利用する形態（flatsharing）、一つの戸建住宅を複数の居住者が利用する形態（sharehome）がある。いずれにしろ、リビングルームや台所・食堂、浴室、トイレなどを共有する居住形態である。コレクティブハウジングとは、スウェーデン、デンマーク、オランダなどで広がる、知己のある人々が、食堂、育児室を共有し、独立して台所、浴室、トイレを備えた世帯に居住する形態である。そして、コーポラティブハウジング（building cooperatives）とは、ロバート・オーウエンの協同組合運動のなかで生まれたもので、入居希望者が協同組合を結成し、その組合が事業主となって、土地取得、建築設計、建設に至るまで合議で建築される集合住宅であり、とくに、西ヨーロッパ、北米で普及が進んでいる。そこには、必ずしも日常生活における強い共同性がみられるとは限らないが、「所有」レベルでの共同性は強い。一般に、コーポラティブハウジング、コレクティブハウジング、シェアハウジング、ルームシェアリングの順に、生活資源の共有の度合いは高くなる。
- (18) ちなみに、高齢者を対象とした居住施設には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A型・B型）、ケアハウス、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等がある。このうち、特別養護老人ホームは、2014年3月25日付厚生労働省「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」によれば、入居希望自宅等待機者数が実に52万4千人に達しているが、介護保険給付額が大きいいためその施設拡充は抑制されている。その特別養護老人ホームにおいては、2002年度から、ユニットケア型の特別養護老人ホーム（小規模生活単位型特別養護老人ホーム）に改修する際、施設整備費補助金が支給されることとなり、従来の大部屋制の居室が、原則、入居者には個室が割り振られ、リビングスペースを共有するユニットケア型へと転換していった。
- (19) 近代夫婦家族が、産業構造の高度化にともなう自営業層の急激な減少、俸給生活勤労者と専業主婦を含むその扶養家族のみによって構成され、家事使用人、住み込みの雇い人等が世帯から排除されていったことはいうまでもない。
- (20) 「世帯」を対象とした国勢調査を実施する総務省統計局の定義では、シェアハウスの単身者は、生計を別にしている限り、それぞれが一般世帯（単身世帯）としてカウントされる。しかし、複数の夫婦家族がシェアハウスに居住している場合、それぞれの夫婦家族を独立した世帯としてカウントするのかどうか、明確な規定はない。おそらく、生計を別にしている限り、それぞれが一般世帯（夫婦家族世帯）としてカウントされるのだろうが、まだ数は少ないとはいえ、こうした家族の世帯上の位置づけが明確にされていないのは問題だろう。ここでは、こうした事情をふまえ、また、シェアハウスの居住者同士に、生活資源の共有に加えて、しばしば相互扶助のつながりがみられることをふまえて、複数の夫婦家族を含めて構成されるシェアハウスを「複合世帯」として位置づけておきたい。
- (21) 兄弟姉妹間の関係性は、親族関係のあるなしを除けば、友人・知人間のそれと機能的に等価である。

- 22) ユニットケア方式の特別養護老人ホームやグループホームの入居者においても、同様の関係性がみられることがあるが、職員（世話人）が介在すること、要介護度が高く、とくにグループホーム入居者の場合、その制度的特質から認知症者に占有されていることから、サービス付き高齢者向け住宅ほどには、親密な関係性は生じにくい。また、有料老人ホームは、一種の高齢者専用分譲住宅であるため、入居者の世代的な同質性により親密な関係性がつくられやすいにしても、近代夫婦家族特有の独立性、閉鎖性が強く、生活資源はほとんど共有されることはない。
- 23) なお、株式会社日本介護福祉グループの藤田英明氏は、「茶話本舗」という、地域社会の空き家を利用した、ショートステイも可能なデイサービス事業をフランチャイズ方式で全国展開しているが、「社会福祉のマクドナルド化」とでも揶揄したくなるそのビジネスモデルには批判も多い。
- 24) ニイリエは、ノーマライゼーションを、以下の八つの原則が充足されることとして位置づけた。
- ノーマルな一日のリズム
 - ノーマルな一週間の規則
 - ノーマルな一年間のリズム
 - ノーマルな発達の段階
 - 自分の要望が尊重されること
 - 男性も女性もいる世界で生活できること
 - ノーマルな経済水準
 - ノーマルな建物の基準
- (ニイリエ 2008)
- 25) 周知のように、タルコット・パーソンズは、都市核家族の機能として、「子どもの社会化」とこの「パーソナリティの安定化」を挙げた。固定的な性別役割分業を前提としたこの家族機能学説は手厳しく批判されたが、家族を実体としてではなく機能体として捉える視点は、「家族」が常に成員によって定義し直され、その実体が多様化、意味的に拡散していることをふまえると、いまになってなお有効である。なお、シェアハウジングや小規模多機能ホームは、ケアによる生活ニーズの充足のみならず、「パーソナリティの安定化」に寄与しているが、「子どもの社会化」は、一足先に、保育所、学校等にその機能を大きく譲り渡し、「脱家族化」、「脱私事化」が進行してきた。
- 26) この点について、「富山型デイケアハウス」が「笑顔の大家族」を標榜しているのは示唆的である。(惣万 2002)

参考文献

- 浅田政志・共同通信社,2010,『家族新聞』 幻冬舎
- Berger, Peter L. and Luckmann, Thomas, The Social Construction of Reality : A Treatise in the Sociology of Knowledge, Anchor Books, 1966 (=1977, 山口節郎訳『日常世界の構成——アイデンティティと社会の弁証法』新曜社)
- ファビエンヌ・ブルジュール (原山哲・山下りえ子訳), 2014,『ケアの倫理——ネオリベラリズムへの反論』白水社
- 藤田英明, 2012,『社会保障大国日本 VER.1.0 PRACTICE』 幻冬舎
- Gubrium, Jaber F., Holstein, James A., 1990, What is FAMILY?, Mayfield Publishing (=1997, 中河伸俊・湯川純幸・鮎川潤訳『家族とは何か——その言説と現実』新曜社)
- Hsu, Francis L. K., 1963, Clan, Castle & Club, Van Nostrand (=1971, 作田啓一・浜口恵俊訳『比較文明社会論——クラン・カスト・クラブ・家元』培風館)
- 井上英晴・賀戸一郎, 1997,『宅老所「よりあい」の挑戦』 ミネルヴァ書房

- 井上眞理子・大村英昭（編），1995，『ファミリーズの再発見』世界思想社
- 伊藤英樹，2008，『奇跡の宅老所「井戸端げんき」物語』講談社
- 木戸功，2010，『概念としての家族——家族社会学のニッチと構築主義』新泉社
- 久保田裕之，2009，『他人と暮らす若者たち』集英社
- Litwak, Eugene 1960 Geographical mobility and extended family cohesion. *American Sociological Review* 25 385-394.
- 目黒依子，1987，『個人化する家族』勁草書房
- 水島照子，1992，『豊かさの生活学』ミネルヴァ書房
- 村上陽一郎，1979，『科学と日常性の文脈』海鳴社
- 村瀬孝生，2001，『おしっこの放物線——老いと折り合う居場所づくり』雲母書房
- 牟田和恵編著，2009，『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社
- 中野収，1992，『「家族する」家族』有斐閣
- ベンクト・ニリエ，ハンソン友子訳，2008，『再考・ノーマライゼーションの原理——その広がりとの現代的意義』現代書館
- 岡野八代編，2010，『家族——新しい「親密圏」を求めて（自由への問い 7）』岩波書店
- 斎藤学，1998，『魂の家族を求めて——私のセルフヘルプ・グループ論』小学館
- 阪井由佳子，2002，『親子じゃないけど家族です——私が始めたデイケアハウス』雲母書房
- 惣万佳代子，2002，『笑顔の大家族 このゆびとーまれ——「富山型」デイサービスの日々』水書坊
- 高橋知宏・藤渕安生・菅原英樹・伊藤英樹，2010，『生き方としての宅老所——起業する若者たち』筒井書房
- 宅老所・グループホーム全国ネットワーク、小規模多機能ホーム研究会、地域共生ケア研究会編，2010，『宅老所・小規模多機能ケア白書2010 宅老所・小規模多機能ケアのすべてがわかる』筒井書房
- 宅老所・グループホーム全国ネットワーク、小規模多機能ホーム研究会、地域共生ケア研究会編，2011，『宅老所・小規模多機能ケア白書2011 宅老所・小規模多機能ケアのすべてがわかる 宿泊付（お泊まり）デイサービスの制度化の動き』筒井書房
- 上野千鶴子，1990，『家父長制と資本制』岩波書店
- 上野千鶴子，1994，『近代家族の成立と終焉』岩波書店
- 上野千鶴子・信田さよ子，2011，『結婚帝国』河出書房新社
- 山田昌弘，2007，『家族ペット——ダンナよりもペットが大切!?』文藝春秋

参考資料

- 厚生労働省「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304250-Roukenkyoku-Koureshashienka/0000041929.pdf>
 (2015年10月1日最終閲覧)
- 厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」
http://www.city.habikino.lg.jp/10kakuka/07kounenkaigo/04kaigo/02chiikimichaku/files/tiki_uneikijun_8.pdf
 (2015年10月1日最終閲覧)
- 総務省統計局「世帯の種類」
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g/word2.htm> (2015年10月1日最終閲覧)

(とくなが いさむ：人間科学科 人間関係専攻 准教授)